

議案第 55 号

山都町行政区設置条例の一部改正について

山都町行政区設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

行政区等の統合に伴い、山都町行政区設置条例（平成 28 年山都町条例第 8 号）の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町行政区設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町行政区設置条例の一部を改正する条例

山都町行政区設置条例（平成28年山都町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

長田	長田 上、長田 中、長田 下
山中	山中

」

を

「

長田	長田 上、長田 中、長田 下、山中
----	-------------------

」

に、

「

千滝	千滝 新上1、千滝 新上2、千滝 Kコーポ、千滝 見晴し、千滝 元、千滝 平成、千滝 中、千滝 下、千滝 緑、千滝 桜、千滝 柚木、中学通り A、中学通り B、千滝 住宅 C
----	---

」

を

「

千滝	千滝 新上1、千滝 新上2、千滝 Kコーポ、千滝 見晴し、千滝 元、千滝 平成、千滝 中、千滝 下、千滝 緑、千滝 桜、千滝 柚木、千寿苑通り、千滝 住宅 C
----	---

」

に、

「

栗滝	栗林・滝下
湯鶴葉	湯鶴葉
舞岳	舞岳
栗沢	栗藤、沢津

」

を

「

東緑川	栗林・滝下、湯鶴葉、舞岳、栗藤、沢津
-----	--------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

山都町行政区設置条例(平成28年条例第8号)新旧対照表

現行		改正後 (案)	
(名称及び区域)		(名称及び区域)	
第2条 行政区の名称及び行政区を構成する区域は、次のとおりとする。			
行政区	区域	行政区	区域
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
<u>長田</u>	長田 上、長田 中、長田 下	<u>長田</u>	長田 上、長田 中、長田 下、 <u>山中</u>
<u>山中</u>	<u>山中</u>	(省略)	(省略)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
千滝	千滝 新上1、千滝 新上2、千滝 Kコーポ、千滝 見晴し、千滝 元、千滝 平成、千滝 中、千滝 下、千滝 緑、千滝 桜、千滝 柚木、 <u>中学通り A</u> 、 <u>中学通り B</u> 、千滝 住宅 C	千滝	千滝 新上1、千滝 新上2、千滝 Kコーポ、千滝 見晴し、千滝 元、千滝 平成、千滝 中、千滝 下、千滝 緑、千滝 桜、千滝 柚木、 <u>千寿苑通り</u> 、千滝 住宅 C
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
<u>栗滝</u>	<u>栗林・滝下</u>	<u>東緑川</u>	<u>栗林・滝下</u> 、 <u>湯鶴葉</u> 、 <u>舞丘</u> 、 <u>栗藤</u> 、 <u>沢津</u>
<u>湯鶴葉</u>	<u>湯鶴葉</u>		
<u>舞丘</u>	<u>舞丘</u>		
<u>栗沢</u>	<u>栗藤</u> 、 <u>沢津</u>		
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)